# 鳥取県生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会 審査報告書 (鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(藤津地区、浅津地区及び南谷地区))

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(藤津地区、浅津地区及び南谷地区)の指定管理候補者について、生活環境 部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(以下「審査・評価委員会」という。)の審査結果を 踏まえて検討を行った結果、県として次のとおり指定管理候補者を選定した。

## 1 指定管理候補者

東郷湖羽合臨海公園活性化スマイルパートナーズ

[構成団体]

(代表者) 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭(鳥取市相生町4丁目411) 株式会社チュウブ 代表取締役社長 小柴 雅央(東伯郡琴浦町逢東1061-6)

#### 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

## 3 指定管理料の額

522,500,000 円 (債務負担行為額 522,715,000 円)

〔参考〕単年度指定管理料の額

令和6年度 105,500,000円 令和7年度以降 104,250,000円

#### 4 選定理由

指定管理者の募集に当たっては、1団体から応募があり、審査・評価委員会において鳥取県公の施設に おける指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条の基準に基づき総 合的に審査した結果、上記の団体が適当であるとして選定した。

#### [選定理由]

財団法人と民間企業の共同企業体が両者の特徴を活かして公園の管理運営を行うことが期待され、 多彩なウォーキングイベントの企画、四季折々の花の見所創出、カヌー・サップ体験や芝生でのアク ティビティの実施等、地域と連携して取り組む計画が提案されており、評価できる。これまで4期に わたり指定管理者として経験と実績を有しており、次期指定管理者として適当であると認められる。

# 5 公募の経緯

#### (1)募集期間

令和5年8月31日(木)から令和5年10月16日(月)まで

#### (2) 応募者

応 募 者	所 在 地	代 表 者
東郷湖羽合臨海公園活性化 スマイルパートナーズ	鳥取市相生町4丁目411	一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 安田 達昭

#### 6 審査・評価委員会の選定経緯

#### (1)審査委員

<u>/ ===, /                               </u>	
氏 名	所 属 等
宮城 律子(委員長)	税理士法人阪本会計 税理士
竹内 由佳	鳥取環境大学経営学部 副学部長
河田 桂吾	鳥取県レクリエーション協会 事務局長補佐
伊藤 やよい	湯梨浜町観光協会 事務局長
朝倉 学 (副委員長)	鳥取県生活環境部次長

# (2) 開催経緯

- ア 第1回審査・評価委員会 令和5年8月9日(水)
  - ・鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(藤津地区、浅津地区及び南谷地区)の概要説明、募集要項・審査項 目等の審議
- イ 第2回審査・評価委員会 令和5年10月23日(月)
  - ・面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

# (3)選定基準

□ 東郷湖沿台臨海公園パークビジョンに沿った事業内容 ・関係団体と連携したウォーキングやサイクリング推進へ の取組 ・新たなアクティビティ ・体験型環境教育メニューの開発等 ・四季を通じた見所の創出 ○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の提供内容 ○利用者等の要望の把握及び対応方針 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○収支計画及び見積内容の妥当性 ○県の指定管理料額の多寡  17 点  「管理を安定して行うた。 (指定手続条例第5条 第2号)  「管理を安定して行うた。 がに必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見、込みがあること。 (指定手続条例第5条 第3号)  「選修団体と連携したウォーキングやサイクリング推進へ の取組 ・新たなアクティビティ ・体験型環境教育メニューの開発等 ・四季を通じた見所の創出 ○ルで表し、「東京・事業の提供内容 ○収支計画及び見積内容の妥当性 ○県の指定管理料額の多寡  17 点  「管理を安定して行うた。 の混乱、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の経続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ・障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEAS の認証、あいサポート企業等の認定 など ○当該施設の管理運営状況の実績評価	<u>७/</u> ;	<b>选</b> 上基华		
<ul> <li>保するのに十分なものであること。         <ul> <li>(指定手続条例第5条第1号)</li> <li>施設の効用を最大限に発揮させるものであること。                <ul> <li>(指定手続条例第5条第2号)</li> <li>管理の方針</li> <li>※平学な利用が解保できないと認められる場合は、失格</li> <li>管理の方針</li> <li>※平学な利用が解保できないと認められる場合は、失格</li> <li>管理の基準</li> <li>(指定手続条例第5条第2号)</li> <li>施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>・企園管理への多様な主体の参画を促進する取組・地区別の管理運営の方針・施設設置の取組 など</li> <li>・規区別の管理運営の方針・施設設価の維持管理業務の内容・外部委託の考え方や県内事業者への発注方針・環境に配慮した施設運営の取組 など</li> <li>・実郷湖羽合臨海公園パークビジョンに沿った事業内容・開係団体と連携したウォーキングやサイクリング推進への取組・新たなアクティビティ・体験型環境教育メニューの開発等・四季を通じた見所の創出 の施設の設置目的に沿ったサービス・事業の提供内容・利用者等の要望の把握及び対応方針・事事中の防止措置、緊急時の対応方針・事事中の防止措置、緊急時の対応方針・事事中の防止措置、緊急時の対応方針・事事中の防止措置、緊急時の対応方針・事事を要定して行うために必要は上標を要定として行うために必要は入園を経過を表現であること。(指定手続条例第5条第2号)</li></ul></li></ul></li></ul>		選定基準	審査項目	配点
<ul> <li>発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</li> <li>(有料公園施設、利用時間、休園日、利用料金等の設定内容)・個人情報保護、情報公開への対応 (施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・公園管理への多様な主体の参画を促進する取組 ・地区別の管理運営の方針 ・施設設備の維持管理業務の内容 ・外部委託の考え方や県内事業者への発注方針 ・環境に配慮した施設運営の取組 など ○東郷湖羽合臨海公園パークビジョンに沿った事業内容 ・関係団体と連携したウォーキングやサイクリング推進への取組 ・新たなアクティビティ ・体験型療験教育メニューの開発等 ・四季を通じた見所の創出 ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の提供内容 ○利用者等の要望の把握及び対応方針 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○収支計画及び見積内容の妥当性 ・原の指定管理料額の多寡 ・信定手続条例第5条第2号) ・法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の配置等 ○現在の施設職員の配置等 ○現在の施設職員の配置等 ○現在の施設職員の配置等 ○現在の施設職員の配置等 ○現在の施設職員の配置を行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ・(指定手続条例第5条第3号)</li> <li>(およ等の記定など ・(おするをとの表になるを対しており、又は確保できる見込みがあること。(指定手続条例第5条第3号)</li> <li>(およりの記述を対しており、アは確保できる見込みがあること。(指定手続条例第5条第3号)</li> </ul>	1	保するのに十分なもの であること。 (指定手続条例第5条	<ul><li>・施設設置目的の理解</li><li>・指定管理者を希望する理由</li><li>・管理運営の方針</li></ul>	なし
3 管理に係る経費の効率 化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条 第2号)  4 管理を安定して行うた めに必要な人員及び財 政的基礎を有しており、又は確保できる見 込みがあること。 (指定手続条例第5条 第3号)  ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○規権及び職員の配置等 ○現在の施設職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 (法人等の社会的責任の遂行状況 ・障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEAS) の認証、あいサポート企業等の認定 など ○当該施設の管理運営状況の実績評価	2	発揮させるものである こと。 (指定手続条例第5条	・有料公園施設、利用時間、休園日、利用料金等の設定内容 ・個人情報保護、情報公開への対応 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・公園管理への多様な主体の参画を促進する取組 ・地区別の管理運営の方針 ・施設設備の維持管理業務の内容 ・外部委託の考え方や県内事業者への発注方針 ・環境に配慮した施設運営の取組 など ○東郷湖羽合臨海公園パークビジョンに沿った事業内容 ・関係団体と連携したウォーキングやサイクリング推進へ の取組 ・新たなアクティビティ ・体験型環境教育メニューの開発等 ・四季を通じた見所の創出 ○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の提供内容 ○利用者等の要望の把握及び対応方針	58 点
4 管理を安定して行うた めに必要な人員及び財 政的基礎を有しており、又は確保できる見 込みがあること。 (指定手続条例第5条 第3号) ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 ・障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEAS の認証、あいサポート企業等の認定 など ○当該施設の管理運営状況の実績評価	3	化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条		17 点
計 100 点	4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条	<ul><li>○組織及び職員の配置等</li><li>○現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li><li>○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li><li>○法人等の社会的責任の遂行状況</li><li>・障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEAS の認証、あいサポート企業等の認定 など</li></ul>	25 点
			計	100 点

## (4) 審査結果(面接審査及び書類審査)

4/ 街且帕木	未(山伎番宜及い青短番宜)			
選定基準 (配点)	審査結果 (平均点)	委員からの主な意見等		
1 (適/不適)	適	<ul><li>・構成団体それぞれの得意分野を活かした公園管理が期待できる。</li><li>・周辺の飲食店や宿泊等の事業者と繋がり、周辺地域も含めて盛り上げていき、 県外からの誘客についても検討していただきたい。</li></ul>		
2 (58点)	38. 7点	<ul> <li>・関係施設・団体と連携し、東郷湖羽合臨海公園を地元に愛される公園、人が集まる公園というパークビジョンに沿った取組内容になっている。</li> <li>・パークビジョンを実行する中で、指定管理者が果たす役割は大きい。地元住民が楽しめ、新たな利用者が訪れる公園の姿を目指していただきたい。</li> <li>・カヌーや教育旅行等の新事業については、今後、どのように取り組まれるか注視していきたい。</li> <li>・これまでの実績と新たな取組で公園利用者の増加と満足度を高めていってもらいたい。</li> <li>・臨海公園でしか体験できないようなイベント、アクティビティを開発していただきたい。そのためにも、ニーズの把握、この場所でしかできないことを他の地域(特に県外)の方にヒアリングやアンケート調査を行った方がよい。</li> <li>・もっと芝を楽しめる企画を大きく打ち出した方がコアな人の参加に繋がる。</li> <li>・広報面のより一層の強化が望まれる。</li> </ul>		
3 (17点)	12.7点	<ul><li>・施設の計画的な修繕により長期的な維持管理を図っていただきたい。</li><li>・収支計画については、ニーズやターゲットに対して見合うものになるよう、見直しやテコ入れをしつつ事業に取り組んでいただきたい。</li></ul>		
4 (25点)	13. 8点	<ul><li>・安定した企業体で運営されている。</li><li>・管理運営をしていく中で、職員の労働環境の保全や労務関係の管理等をしっかり行っていただきたい。</li><li>・他の施設での管理運営のノウハウや過去の実績を活かしていただきたい。</li></ul>		
合計 (100点)	65. 2点			

# 7 指定管理候補者の事業計画の概要

# (1)利用時間·休園日

# ア 利用時間

1 47 14 4	(14. A Let			
区分	施設	時期	営業時間	
有料	あやめ池スポーツセンター	通年	午前9時から午後10時まで	
施設	東郷湖カヌーセンター		<b>※</b> トレーニングルームは午後9時30分まで	
	屋根のある多目的広場			
	南谷テニスコート	4~9月	午前9時から午後7時まで	
	南谷多目的広場	10~3月	午前9時から午後5時まで	
無料	はわいスケートパーク	通年	午前9時から午後10時まで	
施設	東郷湖ドッグラン	通年	午前9時から正午まで、午後1時から日没まで	

# イ 休園日

- ・毎月第3火曜日 (祝祭日の場合はその直後の休日でない日)
- ・12月29日から1月3日まで

# (2) 利用料金・減免

ア 利用料金

・器具等の充実を図るため、あやめ池スポーツセンタートレーニングルームの一般利用料金を改定

区分	単位	新規料金	現行料金
1 回券	一人1回あたり	200 円(+50 円)	150 円
回数券	回数券 11 枚綴り	2,000円 (+500円)	1,500円
1月利用券	一人1月あたり	1,400円 (+350円)	1,050円

- ・新たに指定管理業務となった行為許可・占用許可に係る利用料の設定(現行の県使用料と同額)
- ・ニーズの高い物品の貸出しを開始(ボールやモルック、バトミントン等のレクリエーション用具等)

#### イ 減免

- ・アダプトプログラムの導入に伴い、参加団体がアダプト活動で施設を利用する場合の減免を設定
- ・行為許可・占用許可の利用料金新設に合わせて、行為許可・占用許可に係る減免事項を設定

#### (3) 利用促進のための取組

- ア 地域の賑わいの創出
  - ・NPO法人未来との連携を強化し、多彩なテーマ性を持つウォーキングイベントを実施する。 (健康散策ウォーキング、お花見ウォーク、サンセットウォーク、わんわんウォーク等)
  - ・花や緑を楽しみながらウォーキングや犬の散歩が楽しめるような散策ルートを園内に整備する。
  - ・花と緑のフェア開催による花や緑に親しむ機会を提供したり、あやめ池イルミネーションを設置 するなどして東郷湖羽合臨海公園への興味関心を高める。

#### イ 体験メニューの提供

- ・東郷池でのカヌー・サップ体験プログラム、芝生広場でのヨガ体験や芝刈り体験等を実施する。
- ・東郷池や公園内の植物、生き物に触れて、その生態や大切さを学ぶ環境体験メニューを提供する。 (フィールドビンゴ、いきもの観察、クラフト体験、野鳥観察会等)
- ・モルック等のニュースポーツ体験会、(公財)鳥取県スポーツ協会や各競技団体と連携した小学生対象のスポーツ体験会、スケートボード教室等を開催する。

#### ウ環境整備

- ・四季折々の花の見所を創出するほか、環境にあわせた植栽を実施する。
- ・地元住民が清掃や除草など公園の維持管理に参画できるアダプトプログラムを立ち上げる。
- ・熱中症対策として、体育館の換気向上、屋外での木陰を利用した観覧スペースの確保、ミストの導入等の対策を講じる。

#### 工 情報発信

・SNSの活用や公園内掲示板の設置、リーフレットの作成により、イベント・教室日程の告知や園内の開花状況等に加え、東郷池周辺地域の魅力等もあわせて情報発信を行う。

#### (4) サービスの向上策

- ・ドッグランエリアにおいて、ドッグスクールやウォーキングと合わせたイベントを実施するほか、受付を簡略化して利便性の向上を図る。
- ・南谷地区にパラソルやタープで日陰を作るとともに、サイクルラックを設置してサイクリストが気軽 に立ち寄れる休憩スペースも活用する。

(健康づくり機能は、県において指定管理者や地元自治体等の意見を伺いながら再整備を検討)

・研修室に大型ディスプレイを設置し、各種レッスンやリモート会議・研修等での利用促進を図る。